

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 10 月 1 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

梅田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 9 月 17 日（当初作成）

平成 30 年 9 月 28 日（第 1 回目更新）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 8 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

現在は、各農家がそれぞれある程度の面積を耕作している。当面は現在の担い手で離農者の農地を引き受け、地域の農地を維持していくが、低コスト化や作業効率の面から、集落営農組織を設立する。現在、集落営農組織の設立に向け、準備中である。

集落営農組織後は、農地の集積を図り、新規就農者や新規参入者が営農するための土台をつくることで、新たな担い手の確保を目指したい。